

朝霞市条例第18号

朝霞市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市子ども医療費支給に関する条例（平成4年朝霞市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 他の都道府県又は市区町村が実施する医療費の助成事業により、この条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる者

第3条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条（第5号に係る部分を除く。）の規定は、令和6年4月1日以後の診療等に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。